

申し込み時の必要事項

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

障害者自立支援法のサービス利用などの申請手続き

障害福祉サービスや医療について制度の変更に伴うお知らせを対象の方にお送りしました。4月以降も引き続きサービスの利用を希望される方で、申請手続きがまだお済みでない方は3月中に行ってください。

■障害者自立支援法にかかわる手続きについての問い合わせ先

| 手続きの対象者 | 問い合わせ先 |
|---------------------|-------------------|
| 支援費サービスを受けている方 | 区役所(1階)の保健福祉サービス課 |
| 更生医療を受けている方 | 区役所の地域保健課 |
| 精神障がい者居宅サービスを受けている方 | |
| 精神通院医療を受けている方 | |
| 育成医療を受けている方 | |

詳細 右表の通り

災害遺児に災害遺児手当と入学支度資金の支給

△災害遺児手当

対象交通事故や労働災害、不慮の災害で父または母を失った(重度障がいを含む)義務教育終了前の遺児を扶養する方。手当額 1人につき月額2千500円。

申込印鑑、戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、事故などを明らかにする証明などを持

参し、随時、区役所の保健福祉サービス課へ。

△入学支度資金

対象災害遺児手当の受給者で、4月に小中学校・高校に入学または中学卒業後就職する児童を扶養している方。

支給額 1人につき1万5千円。申込印鑑、入学(合格)通知書、採用(内定)通知書などを持参し、3月1日(水)27日(月)に区役所の保健福祉サービス課へ。

詳細 区役所(1階)の保健福祉サービス課

心身に重度の障がいがある方の医療費を助成します

3月31日に、知的障がい者入所施設利用者に係る医療費公費負担が廃止されますが、左記に該当する方は4月1日から重度心身障がい者の医療費助成制度による医療費の助成を受けることができます。市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健福祉サービス課で受給者証の交付申請をしてください。

対象 ① 1・2級と3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか、重度と判定(診断)さ

手話通訳者派遣の窓口変更

市では、聴覚などに障がいのある方のコミュニケーション支援のために、手話通訳者の派遣を行っています。平成18年度から、手話通訳者派遣の受け付け窓口を変更する予定です。詳しくは、今後、本誌でお知らせします。手話通訳者依頼のときは、ご注意ください。

2936、FAX(222)2900

詳細 障がい福祉課(211)



国民年金

国民年金

外国人の方も国民年金に

国民年金は、お年寄りになつたときや、不慮の事故などで障がい者になつたとき、一定の条件を満たした方に年金を支給し、生活の安定を図る制度です。国内にお住まいの外国人の方も、国民年金に加入する必要があります。ただし、厚生年金・共済組合の加入者や、条約で加入を免除されている国の方を除きます。

国民健康保険



国民健康保険

△遠隔地証の発行

家族の方が学校に行くため、ほかの市町村に住む場合には、申請により遠隔地証を発行し

ます。保険証、在学(園)証明書を持参して申請してください。なお、現在在学している学校の在学証明書を添えて以前に遠隔地証の交付申請をした方で、通常の修学予定期間内の方は、在学証明書の再提出は不要です。

△結核・精神医療付加給付金

国保加入者で、結核・精神の公費負担医療を受けている方の付加給付金が変わります。精神性疾患に係る通院については、18年4月から総医療費の原則5%相当の自己負担が発生します。また20年4月からは結核性疾患に係る通院が総医療費の5%相当、精神性疾患に係る通院が総医療費の原則10%相当の自己負担が発生します。自己負担などの詳細は、区役所保険年金課までお問い合わせください。

2万円税金

△給与支払報告書などの提出先が変わります

平成18年4月3日(月)から給与支払報告書、給与所得者異動届出書など、給与支払者が提出する市・道民税関係書類の提出先が区役所の課税課市民税係(中央区は特別税係)

国民健康保険料は期限内に納めましょう

「滞納整理特別強化月間」

実施期間 平成18年5月まで

- ★滞納処分の強化(給与・預貯金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、区役所の保険年金課にご相談を